

松浦市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年11月5日

松浦市監査委員 田中幹人

松浦市監査委員 和田大介

令和7年度（前期）定期監査結果報告

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象 政策企画課・税務課・市民生活課・福島診療所・鷹島診療所
福祉事務所・議会事務局・選挙管理委員会事務局

3 監査の期間 令和7年5月8日～令和7年8月20日（105日間）

4 監査の範囲及び方法

監査の実施にあたっては、松浦市監査基準に基づき、令和6年度における財務に関する事務の執行等が、法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明を聴取するなどの方法により行った。

【共通事項】

- (1) 使用料に係る収入事務
- (2) 補助金事務
- (3) 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務
- (4) 行政財産目的外使用許可状況
- (5) 現金等保管状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 調定及び納付書等は適正に作成されているか。
- (4) 契約書等関係書類は整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (5) 随意契約における理由及び見積徴取は適正か。また、1者特命随意契約の合理性は明確になっているか。
- (6) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (7) 補助金額等は、関係規程又は合理的な基準に基づいているか。

6 監査の結果

(1) 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した事項については、必要な措置を講じるとともに、軽微な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 指摘事項等

ア 使用料に係る収入事務

【指摘事項】

行政財産目的外使用の使用料を誤って算定し、徴取していた。差額分については、年

度内に相手方へ返還されていた。松浦市行政財産使用料条例別表に基づき適正に処理されたい。

(福島診療所)

イ 補助金事務

【指摘事項】

(ア) 前回の監査で指摘していたにも関わらず、松浦市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に定められている交付申請書等の様式ではなく旧様式の申請書で受理していた。

(市民生活課)

(イ) 松浦市補助金等交付規則第13条に「補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、(中略)補助事業等実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。」とあるが、年度末に事業が完了しているにも関わらず、実績報告書が提出されていないものがあった。

(福祉事務所)

【指導事項】

松浦市補助金等交付規則第11条第2項第1号に「事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により市長に提出した書類の内容の変更をしようとするとき」は、あらかじめ市長に報告してその承認又は指示を受けなければならないと定められているため事業完了後に変更交付申請書を受理することは適当ではない。

(福祉事務所)

ウ 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務

【指摘事項】

(ア) 緊急を要する業務ではないにも関わらず、1者見積徴取としていた。

(福島診療所)

(イ) 業務委託において、見積書の日付が空欄のもの、また、見積依頼日より前の日付のものが多数見受けられた。

(鷹島診療所)

(ウ) 前回指摘していたにも関わらず、新年度から開始する業務委託契約に係る見積合わせが年度開始前に執行されていた。見積合わせは支出負担行為の一連の手続きであり予算執行に含まれると解されることから、契約の準備行為は見積書を徴するまでとしている。新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度で債務負担行為を設定し契約を締結するよう処理されたい。

(鷹島診療所)

(エ) 前回指摘していたにも関わらず、毎年年度毎に契約を締結しているもので、契約書条文に自動更新条項が明記されているものが複数見受けられた。地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されてお

り、後年度予算の裏付けがない契約において、自動更新条項を設けることはできない。関係法令等に基づき処理されたい。

(鷹島診療所)

(オ) 実施伺に予定価格が記載されていないため、契約方法の根拠規定「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」該当かの判断ができない。また、業者選定理由として「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者から見積書を徴する」と記載しているが、見積書を徴さない理由も併記されている。適正な根拠規定をもって事務処理をされたい。

(鷹島診療所)

(カ) 保守業務の長期継続契約において、契約締結伺の契約金額が単年度金額となっていた。契約期間の総額をもって決裁区分の判断になることから、適正に処理されたい。

(鷹島診療所)

【指導事項】

(ア) 業務委託の実施伺の随意契約方法に「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きにより」としているものがあつたが、同項ただし書きは1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする理由であるため、適用条文は適正に記載されたい。

(市民生活課・政策企画課)

(イ) 業務委託の実施伺で、1者見積徴取の根拠規定「松浦市財務規則第86条第4項ただし書き」の記載がないものが多数見受けられた。

(市民生活課)

(ウ) 契約締結伺に契約保証金免除とする根拠規定及びその理由が記載されていないものが見受けられた。

(市民生活課・政策企画課・鷹島診療所)

(エ) 実施伺に業務の実施理由が記載されていないものがあつた。

(議会事務局)

(オ) 業務委託の業務完成届受理後に完成確認通知を提出していないものがあつた。

(議会事務局)

(カ) 松浦市財務規則第88条及び第89条により「請書又は承諾書をもって契約書に代えることができる。契約書の作成を省略し、見積書をもって行うことができる。」としたものについて、契約締結伺を省略しているものがあつた。松浦市事務決裁規程の定めるところにより予算執行の決裁を受けられたい。

(選挙管理委員会事務局・政策企画課)

(キ) 会計事務の手引きにおいて随意契約の根拠理由は「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とそれ以外の号が両方該当する場合は、第1号優先とあるため、適正に処

理されたい。

(政策企画課)

(ク) 契約の締結については、松浦市財務規則第90条第1項で「落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書を作成させなければならない」と規定されているが、7日を超えて作成しているものが見受けられた。

(政策企画課)

(ケ) 2,000万円を超える委託契約で、契約締結後に現場代理人決定通知及び監督職員決定通知がないものが見受けられた。

(政策企画課)

(コ) 業務委託において、見積書を徴しない理由及び根拠法令等の記載のないものがあった。

(福島診療所)

(サ) 業務委託において、見積依頼日が決裁日より前の日付になっていた。

(福島診療所)

(シ) 業務委託の随意契約理由に係る適用条項について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当しないものを第1号該当とし、予定価格調書の作成を省略しているものが見受けられた。

(福島診療所)

(ス) 4月1日に執行した見積結果一覧の電子決裁日が4月1日以後の日付になっていた。

(福島診療所)

(セ) 特別の事情があり同機器2台のリースをそれぞれ別業者と1者随意契約していた。その理由について実施伺に明記されたい。

(福島診療所)

(ソ) 50万円を超える修繕で、会計事務の手引きに規定されている工程表、監督職員決定通知、現場代理人決定通知、修繕完成通知及び修繕確認完了通知がないものがあった。

(福島診療所)

(タ) 実施伺に見積書を徴さないことの根拠規定が記載されていないもの、また、根拠規定を「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きによる」とされているものがあった。同項ただし書きは1人の者から見積書を徴することをもって足りるとした根拠規定である。関係法令等に基づき適正に処理されたい。

(鷹島診療所)

(チ) 実施伺に1者見積徴取理由の項目及び適用条文「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きによる」の記載のないものがあった。

(鷹島診療所)

(ツ) 期間を要する修繕において、工程表が作成されていないものがあった。

(鷹島診療所)

エ 行政財産目的外使用許可状況

【指摘事項】

行政財産貸付使用料算定根拠となる土地評価証明書が保管されていないものが見受けられた。

(鷹島診療所)

【指導事項】

(ア) 4月1日付の使用許可日で、使用料算定根拠に係る土地評価証明書の取得日が許可日以降となっているものが見受けられた。

(市民生活課)

(イ) 使用許可日が決裁日より前の日付になっているものが複数見受けられた。

(福島診療所)

オ 現金等保管状況

適正に保管されていた。